○国土交通省告示第八百五十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十一年八月四日

国土交通大臣　金子　一義

(1) 登録年月日
平成二十一年七月八日

(2) 登録番号
国土交通大臣　6

(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社住宅性能評価センター

(4) 住所
東京都新宿区新宿二丁目三番十一号

(5) 代表者の氏名
杉山　正博

(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分

(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
東京都新宿区新宿二丁目三番十一号
栃木県宇都宮市中河原町三番十九号
島根県出雲市平田町字城ノ前百四十番地十三

(8) 法第十三条の評価員の氏名
小松　忍、坂元孝次郎、佐藤　寿洋、永瀬　孝夫、蛭田　清三、宮下　幸雄、池田　照彦、石川　澄夫、潟山　芳人、原之園幹雄、吉田　和人、助川　好男、岩木　正廣、側見　真、渡邊　亮一、小野　勝夫、高橋　公五、小田切　泰、廣濵　光隆、奥西　健三、田中　義人、八瀬　立久、高橋　典也、高田　勇、田山　和弘、原田　信久、江頭　邦男、宮田　薫、伊藤　則昭、永松　逸生、井山　正勝、猪又　康之、塩谷　安子、中村　康雄、中村　滋、佐藤　保宏、浜崎　修、小野塚武志、山崎雄之進、奥村　和宏、伊東　一宗、花岡　芳昭、山路　英治、高橋　孝尚、恩田　文雄、山田　勝三、栗原　一成、渡部　和行、木村　裕明、佐藤　宏也、古川　弘、安村　建夫、相澤　恒次、田中　隆、上水　芳勝、岸田　龍夫、吉田　秀司、外川　悦孝、丸田　豊、堀江　功、槻　広行、芳賀　敬二、橋本　恒雄、松山　譲一、田野邉幸裕、坪川　裕、熊坂　正平、小林　正澄、原　政明、西郷　克己、伊藤　智之、下田　能久、丸山　英範、三田　友晴、吉田　光輝、野尻　稔、佐々木久見、青山　君次、石倉　和裕、斎藤　昭、立田　郁郎、中島　重光、濱田　膨樹、宮田　奈津、村田　正博、宮内　憲治、梅澤　剛、城生　利一、高橋　政清、中島　範義、曹　政雄、勝谷　尚武、石川　良男、中村雄治郎、新井　俊昭、岡本　淑行、本城　利昭、木下　俊一、鈴木　孝雄、千葉　良司、芹澤　慶明、福本　雅之、成田富美雄、佐々木迅人、山本庸守慶、島田　雄一、藤井　佐利、佐藤　勝、魚取　円、鈴木　宏夫、長守　寛之、長内　秀貴、多和田麻由、茂住　昌幸、渡辺　隆夫、飯島　美香、梅津　久義、漆間　幹、吉田　嘉郎、小渕　令久、中原　恵宏、小林　宏子、帯金　貞介、佐山　弘枝、中村　友範、関　和典、半田　一夫、大久保健治、羽石　亮、秋山　稔、堀内　浩二、内藤　雅章、望陀佐和子、髙橋　征昭、伏見　初吉、家泉　博、二見　富雄、平野　久雄、並木　靖、川上　朋絵、熊谷　達彌、尾島多江子、炭谷不二夫、高橋　恵司、門脇　賢治、谷口　建太、遠藤　隆、佐藤　隆司、羽場麻里子、仲村恵美子、相福　修司、青山　章子、池ヶ谷卓宏、赤池　正幸、藤橋　修、佐久間保一、柏原　広継、岡田　行雄、橋本江実子、大塚　穣、長谷川倫子、高濱　勉、五月女元良、臼田　幸夫、猪谷　勝、石上　裕佳、石川　茂樹、工藤　達雄、藤沢　勝、三枝　健司、森田　和夫、古澤　善光

(9) 役員の氏名
田野邉幸裕、杉山　正博、坂元孝次郎、伊藤　則昭、漆間　幹、谷口　宗彦

(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
坂元孝次郎

(11) 評価の業務を行う区域
日本全域

○国土交通省告示第八百五十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十一年八月四日

国土交通大臣　金子　一義

(1) 登録年月日
平成二十一年七月八日

(2) 登録番号
国土交通大臣　38

(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
日本建築検査協会株式会社

(4) 住所
東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号

(5) 代表者の氏名
山﨑　哲

(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分

(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号

(8) 法第十三条の評価員の氏名
内田　修一、安井　克昌、伊倉　清、卜部　泰弘、野村　清成、多田　和典

(9) 役員の氏名
山﨑　哲、下留　康博、桑原　尚人、島木　茂

(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
内田　修一

(11) 評価の業務を行う区域
日本全域

○近畿地方整備局告示第百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項十三、指定の有効期間の欄中「平成十六年八月二日から五年間」を「平成二十一年八月二日から五年間」に改める。